

# 平成30年度 監査報告書

水戸市監査委員

## 目 次

### 平成30年度定期監査等報告書

第1 監査の概要 .....	1
第2 意見 .....	2
第3 監査の結果 .....	5

# 平成30年度定期監査等報告書

## 第1 監査の概要

### 1 監査の種類

地方自治法第199条第1項及び第4項並びに同条第2項の規定に基づく定期監査及び行政監査

### 2 監査の範囲

「第3 監査の結果」に記載した監査の対象期間に執行された平成30年度の市の財務に関する事務及び経営に係る事業の管理並びに事務事業の執行

### 3 監査の着眼点

財務に関する事務及び経営に係る事業の管理並びに事務事業の執行が、適正かつ効率的に行われているかどうかを主眼として監査を実施した。

### 4 監査の方法

監査に当たっては、対象部課等から提出された資料に基づき、試査（監査の対象とした事項について、その一部を抽出して調査し、その結果によって全体の正否又は適否を推定する監査の実施手続をいう。）により関係書類の監査を実施するとともに、備品及び金券類については、必要に応じて現物の検証を行った。委員監査においては、対象部課長等から提出資料に基づき説明を受け、質疑を行うとともに、出先機関等については必要に応じて現地において監査を実施した。

### 5 監査の期間

平成30年7月11日から平成31年2月15日まで

## 第2 意見

監査の実施を通じて、次のとおり検討又は改善を要すべき事項が見受けられたので、当該事務を所管する部局においては、適切に措置を講じられたい。

また、前年度の監査において指摘した事項については、再発防止に向けた取組等が行われているが、依然として同様の指摘事項が見受けられる。事務執行課が各種法令に基づく諸制度の理解に努めるのは当然であるが、各制度の所管課においては、監査結果を全庁共通の課題として認識し、現場の実態を十分に把握した上で、他都市や民間企業の先進事例等も研究して業務の平準化に取り組むとともに、事務執行課への周知徹底を図られたい。

### 1 収入事務について

道路占用料や行政財産使用料について、占用等の期間が複数年度にわたるときの翌年度以降の占用料等は毎年度当初に前納させなければならないが、納入通知書の発行が遅延し、年度当初に徴収していないものが見受けられた。中には、平成29年度に徴収すべき占用料を平成30年度に徴収しているものも見受けられたので、占用許可等の状況を適切に記録管理するとともに、定期的に予算額に対する占用料等の収入状況を確認するなど、徴収漏れ等の発生防止に努められたい。

また、納入通知書に記載する納期限を所定の期限内に設定していないものや督促状を送付していないものが見受けられた。未収金の発生を防止するためにも、適切かつ迅速な対応に努めるとともに、過年度分の未収金については、市民負担の公平性の観点から、法的措置の実施を含めた積極的な姿勢で収納に当たられたい。

### 2 支出事務について

繰替払ができる経費として規則に定めていない経費を繰替払により支出しているものや、補助金の交付に当たり交付要件の充足状況の確認が不十分なものなどが見受けられた。また、当年度においても、時間外勤務手当について、依然として数多くの支給誤りが見受けられたが、これらの多くは、時間数の集計誤りや入力シートへの転記誤りのほか、60時間を超過した際や週休日の振替に際しての支給率の適用誤りなど、不注意や制度の理解不足など的人為的ミスによるものである。こうしたミスを防止するため、表計算ソフトを活用した時間外勤務の集計処理を試行的に開始したところであるが、その効果を検証しながら、事務処理の適正化を進められたい。

また、働き方改革を推進するための関係法律の整備に関する法律の施行に伴い改正された労働安全衛生法等(平成31年4月1日施行)においては、労働時間の状況は、労働者の健康管理の観点から、原則としてタイムカード、パソコン等の使用時間の記録や使用者の現認等の客観的な方法で把握することが義務付けられたことから、出退勤管理を含めた労務管理システム等を早期に導入されたい。

### 3 契約事務について

契約予定金額が130万円を超える工事について指名競争入札に付そうとするときは、当該工事の契約予定金額の格付等級に属する有資格請負業者のうちから指名することとされていることから、随意契約によることができる契約予定金額が130万円以下の少額工事においても指名競争入札に準じて請負業者を指名すべきところであるが、建設工事及び委託業務の契約事務に関する規程にその旨が明確に規定されていないため、上位の格付等級に属する業者を指名しているものが多数見受けられた。

少額工事の随意契約については、地元中小企業の受注機会の確保や技術力育成の観点から指名競争入札に準じた請負業者の指名を原則とするとともに、前工事や契約履行中の工事の請負業者に施行させることが履行期間の短縮及び経費の節減に資する工事は、複数業者の指名によらず当該業者との随意契約で執行できることが明確になるよう、規程の見直しを検討されたい。

また、物品調達や委託業務等の契約事務において、仕様が明確に示されていないものや、契約期間の変更契約に伴う仕様書の変更をしていないもの、手続等の遅延により物品の納期が遅れたものなどが見受けられた。

事務執行課においては、事業の目的に照らして必要な仕様となっているかを精査し、計画的な執行に努めるとともに、契約制度の所管課においては、全庁的な契約事務の適正化に取り組まれたい。

### 4 現金及び金券類の管理について

#### (1) 公金外現金の管理について

各課において職員が職務に関連した各種団体等の現金を取り扱っているが、現金出納の記録や証拠書類の保管が適切に行われていないものが見受けられた。これらの現金は、財務規則等の適用を受けないものの、公金と同様に厳正な取扱いが求められるが、事務処理については、その多くが各課の裁量に委ねられており、全庁的な実態把握や指導等も行われていない状況にある。

今後においては、事務の適正化及び事故防止の観点から、全庁的に事務を総括する課を明確にした上で、統一した事務処理基準等を早期に策定するとともに、公金外現金として管理する事務の内容について全庁的に検証を行い、職員が取り扱う必要性の有無を十分精査し、関係団体への移管や市が行う事業として予算計上することについて検討されたい。

## (2) 金券類の管理について

各課が管理している図書カードやクオカード等の金券類について監査したところ、保管数が多いものや出納を記録していないものが見受けられた。これらの金券類は、主にアンケートやボランティアへの謝礼として配布するために保管しているものであるが、購入に当たっては、その目的や配布方法等を検討し、計画的な予算執行に努められたい。また、郵便切手類や収入印紙については、財務規則において出納簿により出納を記録し、常にその状況を明らかにするよう規定されているが、換金性が高い金券類については規定されていないため、郵便切手等と同様の取扱いとするよう規則の見直しを検討されたい。

## 5 適正な事務執行に向けた内部統制体制の整備について

部局別の指摘事項は、「第3 監査の結果」に記載したとおりであるが、これらは主に、単純な人為的ミスや、職員異動時における不十分な事務引継、制度の理解不足によるものである。その多くは、事前に潜在する事務リスクを把握し、事務執行の過程でそのリスクを踏まえたチェック体制が機能していれば未然に防止できたものであることから、リスクの把握やチェック体制の見直しなどによる指摘事項の再発防止に努め、適正な事務執行に取り組まれたい。

地方自治法の改正により平成32年度から導入される内部統制制度は、組織として事務執行上のリスクを識別及び評価し、対応策を講じることで事務の適正な執行を確保するものである。本市においては、その導入が義務付けられていないが、事務の適正化や業務の効率化に資する制度であることから、既存の事務処理マニュアルを活用したリスク評価の実施や電子決裁システム導入の検討など、内部統制制度の導入に向けた体制の整備を図られたい。

### 第3 監査の結果

#### 1 市長公室

(1) 監査の対象課

秘書課，政策企画課，交通政策課，情報政策課，みとの魅力発信課，国体総務課，国体競技課

(2) 監査の対象期間

平成30年4月1日から平成30年6月30日まで

(3) 監査の実施期日

ア 書類監査

平成30年7月11日から平成30年7月24日まで

イ 委員監査

平成30年8月1日

(4) 監査の結果

収入事務について

納入の通知をする場合の納期限は，調定又は納入通知書の発行の日から15日以内において定めることとされているが，所定の期限内に設定していないものがあった。

(みとの魅力発信課)

#### 2 総務部

(1) 監査の対象課

総務法制課，行政改革課，中核市移行推進課，人事課，財産活用課，新庁舎整備課

(2) 監査の対象期間

平成30年4月1日から平成30年12月31日まで

(3) 監査の実施期日

ア 書類監査

平成31年2月4日から平成31年2月13日まで

イ 委員監査

平成31年2月15日

(4) 監査の結果

ア 支出事務について

時間外勤務手当について，勤務時間数の計上誤りにより支給額が誤っているものがあった。

(財産活用課)

イ 人事管理について

時間外勤務手当について、時間外勤務命令簿に勤務命令時間の記載がないまま手当を支給しているものがあつた。  
(行政改革課)

### 3 財務部

(1) 監査の対象課

財政課，契約検査課，市民税課，資産税課，収税課

(2) 監査の対象期間

平成30年4月1日から平成30年6月30日まで

(3) 監査の実施期日

ア 書類監査

平成30年8月7日から平成30年8月20日まで

イ 委員監査

平成30年8月28日

(4) 監査の結果

支出事務について

時間外勤務手当について、勤務時間数の計上誤りにより支給額が誤っているものがあつた。  
(収税課)

### 4 市民協働部

(1) 監査の対象課

市民生活課（上大野市民センター，渡里市民センター，石川市民センター，山根市民センター，千波市民センター，稲荷第二市民センター及び大場市民センターを含む。），防災・危機管理課，文化交流課，新市民会館整備課，スポーツ課，体育施設整備課，男女平等参画課，市民課（内原出張所を含む。）

(2) 監査の対象期間

平成30年4月1日から平成30年7月31日まで

(3) 監査の実施期日

ア 書類監査

平成30年9月4日から平成30年9月25日まで（市民センターは平成30年9月3日から平成30年9月19日まで）

イ 委員監査

平成30年10月15日（市民センターは平成30年10月3日及び平成30年10月4日）



#### (4) 監査の結果

##### ア 収入事務について

(ア) 納入の通知をする場合の納期限は、調定又は納入通知書の発行の日から15日以内において定めることとされているが、所定の期限内に設定していないものがあった。(文化交流課)

(イ) 納期限までに納付しない納入義務者に対しては、納期限後20日以内に督促しなければならないが、所定の期限までに督促していなかった。(市民生活課)

##### イ 支出事務について

(ア) 時間外勤務手当について、勤務時間数の計上誤りにより支給額が誤っているものがあった。(市民生活課，文化交流課)

(イ) 時間外勤務手当について、支給割合の適用誤りにより支給額が誤っているものがあった。(防災・危機管理課，市民課)

(ウ) 平成29年度実働分の時間外勤務手当について、平成30年度予算から支出しているものがあった。(市民課)

##### ウ 人事管理について

時間外勤務手当について、時間外勤務命令簿に課長の確認印がないまま、手当を支給しているものがあった。(市民課)

##### エ 財産管理事務について

(ア) 行政財産の使用を許可したときは、公有財産貸付台帳に必要な事項を記録しなければならないが、記録していないものがあった。(防災・危機管理課，文化交流課)

(イ) 所管する備品について、財務規則に定める備品ラベルを付けていないものがあった。(大場市民センター)

## 5 生活環境部

### (1) 監査の対象課

環境課，衛生管理課（見川クリーンセンター及び斎場を含む。），ごみ対策課，新ごみ処理施設整備課，清掃事務所（小吹清掃工場を含む。）

### (2) 監査の対象期間

平成30年4月1日から平成30年8月31日まで

(3) 監査の実施期日

ア 書類監査

平成30年10月22日から平成30年10月31日まで

イ 委員監査

平成30年11月6日

(4) 監査の結果

支出事務について

ア 休日において正規の勤務時間中に勤務した職員には、休日勤務手当を支給しなければならないが、支給していないものがあつた。(衛生管理課)

イ 公用車を利用して県外に出張した場合は、日当を定額の2分の1に調整することとされているが、定額を支給しているものがあつた。また、公用車を利用して県内に出張した場合は日当を支給しないこととされているが、定額の2分の1を支給しているものがあつた。(清掃事務所)

## 6 保健福祉部

(1) 監査の対象課

福祉総務課，生活福祉課，障害福祉課，高齢福祉課（地域支援センターを含む。），子ども課，国保年金課，介護保険課，保健センター，保健所準備課

(2) 監査の対象期間

平成30年4月1日から平成30年10月31日まで

(3) 監査の実施期日

ア 書類監査

平成30年12月11日から平成30年12月28日まで

イ 委員監査

平成31年1月11日及び平成31年2月7日

(4) 監査の結果

ア 収入事務について

減免基準が明確に定められていない使用料の減免の決定は、部長の専決事項であるが、自動販売機の設置に係る行政財産使用料の免除について、課長が決裁をしているものがあつた。(障害福祉課)

イ 支出事務について

時間外勤務手当について、勤務時間数の計上誤りや支給割合の適用誤りにより支給額が誤っているものがあつた。(高齢福祉課，子ども課，保健所準備課)

ウ 人事管理について

時間外勤務手当について、時間外勤務命令簿に課長の確認印がないまま、手当を支給しているものがあった。  
(高齢福祉課)

エ 契約事務について

(ア) 送迎用福祉車両の調達における参考見積の徴取に当たり、選定した車両の標準仕様と異なる仕様で見積を徴取していたが、業者に提示した仕様書ではその旨を明示せず、口頭で指定していた。また、平成29年度当初予算に計上された事業であったが、調達の事務手続の遅延等により当該車両の納期が遅れ、明許繰越としていた。  
(障害福祉課)

(イ) 契約予定金額が130万円以下の少額工事の随意契約における請負業者の選定については、当該工事の契約予定金額の格付等級に属する有資格請負業者のうちから指名すべきところであるが、上位の格付等級に属する業者を指名しているものがあつた。  
(高齢福祉課、保健所準備課)

オ 事務管理について

課長に対する市外旅行命令は部長の専決事項であるが、課長が決裁をしていた。  
(介護保険課)

カ 公金外現金の管理について

生活資金貸付と行路人保護費に関する公金外現金について、現金出納の記録や証拠書類の保管が適切に行われていなかった。  
(生活福祉課)

## 7 産業経済部

(1) 監査の対象課

商工課，観光課，農政課（ふるさと農業センターを含む。），農業環境整備課，農業技術センター，公設地方卸売市場

(2) 監査の対象期間

平成30年4月1日から平成30年9月30日まで

(3) 監査の実施期日

ア 書類監査

平成30年10月31日から平成30年11月12日まで

イ 委員監査

平成30年11月20日

#### (4) 監査の結果

##### ア 収入事務について

(ア) 行政財産の使用料は前納させなければならず、また、使用期間が複数年度にわたるときの翌年度以降の行政財産の使用料は、各年度当初に前納させなければならないが、納入通知書の発行が遅延しているものがあった。

(観光課，農政課)

(イ) 森林公園有料施設の使用料は、使用の許可をしたときに納付させなければならないが、使用後に納付させていた。

(農政課)

(ウ) 収納した現金が3万円に達したときは、当日又は翌日までに指定金融機関等へ払込みをしなければならないが、ふるさと農場体験行事参加者負担金について払込みが遅延しているものがあった。

(農政課)

##### イ 支出事務について

(ア) 週休日や休日に勤務し、その振替等を行った場合の時間外勤務手当について、勤務時間数の計上誤りにより支給額が誤っているものがあった。

(商工課，観光課，農業技術センター)

(イ) 休日において正規の勤務時間中に勤務した職員には、休日勤務手当を支給しなければならないが、支給していないものがあった。

(農政課，農業技術センター)

##### ウ 契約事務について

契約予定金額が130万円以下の少額工事の随意契約における請負業者の選定については、当該工事の契約予定金額の格付等級に属する有資格請負業者のうちから指名すべきところであるが、上位の格付等級に属する業者を指名しているものがあった。そのうち、農道整備付帯工事については、本体工事と同一箇所での付帯工事の場合、適切な契約方法により経費の節減が可能であったにも関わらず、これを行っていなかった。

(農業環境整備課)

##### エ 財産管理事務について

自動販売機の設置に係る行政財産の使用許可を更新せずに使用させていた。

(農業技術センター)

## 8 建設部

### (1) 監査の対象課

建設計画課，道路管理課，道路建設課，生活道路整備課，河川都市排水課，建築課，土木補修事務所，内原建設事務所

### (2) 監査の対象期間

平成30年4月1日から平成30年11月30日まで

### (3) 監査の実施期日

#### ア 書類監査

平成31年1月9日から平成31年1月23日まで

#### イ 委員監査

平成31年1月28日

### (4) 監査の結果

#### ア 収入事務について

占用期間が複数年度にわたるときの翌年度以降の占用料は，各年度当初に前納させなければならないが，平成29年度に徴収すべき道路占用料について，調定及び納入通知書の発行をしておらず，平成30年度に徴収しているものがあつた。

(道路管理課)

#### イ 人事管理について

週休日の振替簿に勤務を命ずる日や振替日などを記載せずに，週休日の振替を行っているものがあつた。

(道路管理課)

#### ウ 契約事務について

契約予定金額が130万円以下の少額工事の随意契約における請負業者の選定については，当該工事の契約予定金額の格付等級に属する有資格請負業者のうちから指名すべきところであるが，上位の格付等級に属する業者を指名しているものがあつた。

(道路建設課，河川都市排水課，土木補修事務所，内原建設事務所)

#### エ 事務管理について

都市下水路に物件を設けようとする者は，条例で定めるところにより都市下水路管理者の許可を受けなければならないとされているが，条例に定めずに下水道条例に定める公共下水道の排水施設に対する許可の取扱いに準じて許可をしていた。

(河川都市排水課)

## 9 都市計画部

### (1) 監査の対象課

都市計画課，建築指導課，公園緑地課，市街地整備課（東前地区開発事務所及び内原駅南口周辺地区整備事務所を含む。），住宅政策課，泉町周辺地区開発事務所

### (2) 監査の対象期間

平成30年4月1日から平成30年11月30日まで

### (3) 監査の実施期日

#### ア 書類監査

平成31年1月23日から平成31年2月4日まで

#### イ 委員監査

平成31年2月7日

### (4) 監査の結果

#### ア 収入事務について

(ア) 使用延長に1メートル未満の端数がある場合の行政財産の使用料は，1メートルに切り上げて計算し徴収することとされているが，切り上げずに計算し徴収しているものがあった。  
(住宅政策課)

(イ) 使用料等の減免の決定は，部長又は課長の専決事項であるが，都市公園及び児童遊園の使用及び占用の更新に係る許可の決定が課長補佐の専決事項であるため，使用料の免除を伴う児童遊園の使用の更新に係る許可について，課長補佐の決裁で執行していた。  
(公園緑地課)

#### イ 支出事務について

(ア) 時間外勤務手当について，勤務時間数の計上誤りにより支給額が誤っているものがあった。  
(都市計画課)

(イ) 子育て世帯まちなか住替え支援補助金について，全ての世帯員が市税を滞納していないことが交付要件の一つとして定められているが，申請者のみの滞納状況を確認して補助金を交付していた。  
(住宅政策課)

#### ウ 人事管理について

時間外勤務手当について，時間外勤務命令簿に勤務命令時間の記載がないまま手当を支給しているものがあった。  
(公園緑地課)

エ 契約事務について

契約予定金額が130万円以下の少額工事の随意契約における請負業者の選定については、当該工事の契約予定金額の格付等級に属する有資格請負業者のうちから指名すべきところであるが、上位の格付等級に属する業者を指名しているものがあつた。

(市街地整備課，住宅政策課)

10 下水道部

(1) 監査の対象課

下水道管理課，下水道整備課，下水道施設管理事務所

(2) 監査の対象期間

平成30年4月1日から平成30年9月30日まで

(3) 監査の実施期日

ア 書類監査

平成30年11月16日から平成30年11月21日まで

イ 委員監査

平成30年11月26日

(4) 監査の結果

ア 収入事務について

太陽光発電施設の設置に係る行政財産の賃貸料について、平成29年度に収入すべき賃貸料を平成30年度に収入していた。(下水道管理課)

イ 支出事務について

(ア) 時間外勤務手当について、勤務時間数の計上誤りにより支給額が誤っているものがあつた。(下水道整備課)

(イ) 下水道事業受益者負担金の前納報奨金について、繰替払により支出する場合は、地方自治法施行令において規則で定めることとされているが、これを定めずに繰替払により支出していた。(下水道管理課)

ウ 契約事務について

契約予定金額が130万円以下の少額工事の随意契約における請負業者の選定については、当該工事の契約予定金額の格付等級に属する有資格請負業者のうちから指名すべきところであるが、上位の格付等級に属する業者を指名しているものがあつた。(下水道施設管理事務所)

## 11 会計課

- (1) 監査の対象期間  
平成30年4月1日から平成30年6月30日まで
- (2) 監査の実施期日
  - ア 書類監査  
平成30年7月27日
  - イ 委員監査  
平成30年8月7日
- (3) 監査の結果  
特記すべき事項はなかった。

## 12 消防本部及び消防署

- (1) 監査の対象課  
消防総務課，火災予防課，消防救助課，救急課，北消防署，南消防署
- (2) 監査の対象期間  
平成30年4月1日から平成30年7月31日まで
- (3) 監査の実施期日
  - ア 書類監査  
平成30年8月30日
  - イ 委員監査  
平成30年9月26日
- (4) 監査の結果  
支出事務について  
時間外勤務手当について，勤務時間数の計上誤りや支給割合の適用誤りにより支給額が誤っているものがあつた。  
(消防総務課，北消防署)

## 13 水道部

- (1) 監査の対象課  
水道総務課，経理課，料金課，水道整備課，給水課，浄水管理事務所
- (2) 監査の対象期間  
平成30年4月1日から平成30年10月31日まで



(3) 監査の実施期日

ア 書類監査

平成30年12月6日から平成30年12月12日まで

イ 委員監査

平成30年12月25日

(4) 監査の結果

契約事務について

枝内取水場導水管修理契約において、契約書に必要な事項を記載せずに契約を締結していた。  
(浄水管理事務所)

## 14 教育委員会

(1) 監査の対象課

ア 教育部

教育企画課，学校管理課，学校保健給食課，幼児教育課（渡里保育所，河和田保育所及び一の牧保育所を含む。），学校施設課，生涯学習課，歴史文化財課（埋蔵文化財センターを含む。）

イ 教育機関

学校給食共同調理場，城東小学校，浜田小学校，上大野小学校，渡里小学校，千波小学校，稲荷第二小学校，大場小学校，第五中学校，千波中学校，常澄中学校，浜田幼稚園，寿幼稚園，千波幼稚園，みと好文カレッジ，少年自然の家，博物館，中央図書館，総合教育研究所，内原中央公民館

(2) 監査の対象期間

平成30年4月1日から平成30年7月31日まで

(3) 監査の実施期日

ア 書類監査

(ア) 教育部及び教育機関（保育所，小学校，中学校及び幼稚園を除く。）

平成30年9月13日から平成30年10月16日まで

(イ) 保育所，小学校，中学校及び幼稚園

平成30年9月3日から平成30年9月18日まで

イ 委員監査

(ア) 教育部及び教育機関（保育所，小学校，中学校及び幼稚園を除く。）

平成30年10月19日

(イ) 保育所，小学校及び中学校

平成30年10月3日及び平成30年10月4日

#### (4) 監査の結果

##### ア 収入事務について

(ア) 過年度分の未収金は、毎会計年度の末日において翌年度に繰り越し、新年度の4月1日に繰越調定をすることとされているが、所定の期日に繰越手続を行っていないものがあった。(幼児教育課)

(イ) 平成29年度分の未収金は、当該年度の出納閉鎖期日までに収入済とならない場合、新年度の6月1日に繰越調定をすることとされているが、所定の期日に繰越手続を行っていないものがあった。(総合教育研究所)

(ウ) 納期限までに納付しない納入義務者に対しては、納期限後20日以内に督促しなければならないが、所定の期限までに督促していなかった。(内原中央公民館)

##### イ 支出事務について

(ア) 時間外勤務手当について、勤務時間数の計上誤りにより支給額が誤っているものがあった。(学校保健給食課、生涯学習課)

(イ) 週休日に勤務し、その振替等を同一週に行わなかったときは、1週間の正規の勤務時間を超えて勤務した時間に対して時間外勤務手当を支給しなければならないが、支給していないものがあった。(中央図書館)

(ウ) 週休日に勤務し、その振替等を同一週に行ったときは、時間外勤務手当を支給しないこととされているが、支給しているものがあった。(総合教育研究所)

##### ウ 人事管理について

(ア) 時間外勤務手当について、時間外勤務命令簿に所属長の命令印及び確認印がないまま、手当を支給しているものがあった。(生涯学習課)

(イ) 時間外勤務手当について、時間外勤務命令簿に館長の確認印がないまま、手当を支給しているものがあった。(中央図書館)

##### エ 契約事務について

(ア) 少年自然の家合併処理浄化槽の修繕契約において、予定価格調書の作成を省略していた。(生涯学習課)

(イ) 委託業務の契約において、契約書に定める工程表及び業務主任技術者選任の通知を受けていないものや、受託者に対し監督員の通知を行っていないものがあった。(歴史文化財課、総合教育研究所、内原中央公民館)

(ウ) 明治維新150年記念歴史アニメーション制作業務委託契約の工期を変更する契約について、工期のみの変更契約書を作成すれば足りるところ、新たな契約書を作成したため、契約金額に応じた収入印紙を貼付する必要性が生じていた。また、新たに作成した契約書の記載内容の一部不備があった。(歴史文化財課)

(エ) 二の丸展示館用水戸城想定模型制作業務委託の一部変更契約において、契約書の契約期間を変更したが、綴じ込みの別紙仕様書の期間及び納品期限を変更していなかった。(歴史文化財課)

(オ) 契約予定金額が130万円以下の修繕工事の執行に当たり、設計金額算出のための参考見積を決裁を取らずに徴取していた。また、見積合わせに当たり、業者選定を水戸市有資格請負業者名簿によらずに行い、さらに見積指名業者に対して指名通知をしていなかった。(学校施設課)

オ 財産管理事務について

備品原簿に記録のある備品において、現物が確認できないものがあった。

(千波幼稚園)

## 15 選挙管理委員会事務局

(1) 監査の対象期間

平成30年4月1日から平成30年6月30日まで

(2) 監査の実施期日

ア 書類監査

平成30年7月24日

イ 委員監査

平成30年8月7日

(3) 監査の結果

特記すべき事項はなかった。

## 16 監査委員事務局

(1) 監査の対象期間

平成30年4月1日から平成30年6月30日まで

(2) 監査の実施期日

ア 書類監査

平成30年7月26日

イ 委員監査

平成30年 8 月 7 日

(3) 監査の結果

特記すべき事項はなかった。

## 17 農業委員会事務局

(1) 監査の対象期間

平成30年 4 月 1 日から平成30年 6 月30日まで

(2) 監査の実施期日

ア 書類監査

平成30年 7 月27日から平成30年 8 月 2 日まで

イ 委員監査

平成30年 8 月 7 日

(3) 監査の結果

収入事務について

地方公共団体の収入については、郵便切手による納付は認められていないが、市が発行する出版物と併せて送付している公共的団体の出版物の送料分として、団体に対して郵便切手の提出を求めていた。また、受領した郵便切手の出納について、郵便切手等出納簿に記録せず、市費で購入した郵便切手とは別に管理していた。

## 18 議会事務局

(1) 監査の対象課

総務課，議事課

(2) 監査の対象期間

平成30年 4 月 1 日から平成30年 6 月30日まで

(3) 監査の実施期日

ア 書類監査

平成30年 7 月27日から平成30年 7 月31日まで

イ 委員監査

平成30年 8 月 7 日

(4) 監査の結果

特記すべき事項はなかった。